2　法第二十八条の四十八第三項の経済産業省令で定める軽微な事項は、次に掲げるものとする。
一　前条第三項第三号に規定する工事の完了の予定時期（工事の完了の予定時期を繰り上げる変更に係るものに限る。）
二　法第二十八条の四十八第二項第三号に規定する費用の概算額（費用の概算額が減少する変更に係るものに限る。）
三　［略］
3　法第二十八条の四十八第四項第四号の経済産業省令で定める基準は、電気の安定供給の確保、経済性及び環境への適合に資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることとする。
4　推進機関は、法第二十八条の四十八第五項の規定により変更した広域系統整備計画の届出を行おうとするときは、様式第十七の広域系統整備計画軽微変更届出書に当該変更後の広域系統整備計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第八中「第28条の47第２項第１号」を「第28条の48第２項第１号」に改める。
様式第十五中「第28条の47第１項」を「第28条の48第１項」に改める。
様式第十六中「第28条の47第３項」を「第28条の48第３項」に改める。
様式第十七中「第28条の47第５項」を「第28条の48第５項」に改める。

（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業計画） **第十条**　法第二十八条の五十の規定による事業計画には、法第二十八条の四十第一項各号に掲げる業務及び同条第二項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。 （事業報告書） **第十二条**　法第二十八条の五十一第一項の規定による事業報告書には、第十条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。 （決算報告書） **第十三条**　法第二十八条の五十一第一項の規定による決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。 2　［略］ （書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） **第十六条**　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号。以下「令」という。）第八条第三項の規定に基づき、電磁的方法（次条に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）により令第八条第二項の書面に記載すべき事項を提供しようとする者は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ （機関債の種類） **第十八条**　令第十三条第二項第一号に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　［略］	（事業計画） **第十条**　法第二十八条の四十九の規定による事業計画には、法第二十八条の四十第一項各号に掲げる業務及び同条第二項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。 （事業報告書） **第十二条**　法第二十八条の五十第一項の規定による事業報告書には、第十条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。 （決算報告書） **第十三条**　法第二十八条の五十第一項の規定による決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。 2　［略］ （書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） **第十六条**　電気事業法施行令（以下「令」という。）第八条第三項の規定に基づき、電磁的方法（次条に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）により令第八条第二項の書面に記載すべき事項を提供しようとする者は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ （機関債の種類） **第十八条**　令第十三条第二項第一号に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　［略］